

宮崎県機械技術センター
指定管理者募集要領

平成30年7月
宮崎県

目 次

1	指定管理者募集の目的	1
2	宮崎県機械技術センターの概要	1
3	指定管理者が行う業務の範囲	2
4	指定管理者が行う管理の基準	3
5	指定管理者の指定期間	4
6	申請者の資格要件等	4
7	申請の手続き	5
8	指定管理候補者の選定	6
9	経理に関する事項	8
10	リスク管理、責任分担	9
11	募集要領の配布期間、現地説明会等	9
12	指定管理者の指定及び協定の締結	10
13	指定管理者の履行責任に関する事項	11
14	管理運営状況の把握等に関する事項	11
15	事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項	11
16	業務の引継ぎ	11
17	問い合わせ先	12
18	別表及び様式	12
	別表 1 提出書類一覧	13
	別表 2 審査基準	14
	別表 3 リスク管理・責任分担表	16
	別紙様式 1 指定管理者指定申請書	17
	別紙様式 2 事業計画書	18
	別紙様式 3 収支予算書	22
	別紙様式 4 団体の概要及び業務内容、実績等	23
	別紙様式 5 誓約書	25
	別紙様式 6 個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書	26
	別紙様式 7 グループ構成団体一覧表	27
	別紙様式 8 申請手続等に関する委任状	28
	別紙様式 9 現地説明会参加申込書	29
	別紙様式 10 質問票	30

宮崎県機械技術センター指定管理者募集要領

1 指定管理者募集の目的

公の施設の管理については、平成15年6月の地方自治法の一部改正により、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応し、住民サービスの向上と経費の削減を図ることを目的に「指定管理者制度」が導入されたところです。

これにより、宮崎県では、「宮崎県機械技術センター」の管理運営について、平成18年4月から同制度を導入しておりますが、平成30年度をもって今期の指定期間が満了するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の規定に基づき、第四期となる平成31年4月以降の指定管理者を募集します。

2 宮崎県機械技術センターの概要

(1) 名称

宮崎県機械技術センター（以下「センター」という。）

(2) 所在地

宮崎県延岡市大武町39番地82

(3) 建築物（敷地）の概要

供用開始 昭和54年4月

構造 鉄筋コンクリート平屋建て

建築年度 本館：昭和53年度、別棟：昭和61年度

延床面積 809.38㎡（本館540㎡、別棟226.5㎡、その他42.88㎡）

敷地面積 2,682.45㎡（延岡市有地）

(4) 施設の設置目的等

センターは、機械金属工業の振興を図るために設置したもので、主として県北地域の関連中小企業を対象にした、機械設備の利用及び機械金属工業に係る知識及び技術の修得施設です。

(5) 施設利用状況

年度	技術支援				設備利用 (件)	依頼試験 (試料)	見学者 (人)
	技術指導	機械設備 取扱研修	技術講習会	技術相談			
	件	延人数	延人数	件			
26	128	27	126	281	465	606	121
27	111	46	48	289	288	369	200
28	242	189	104	307	368	199	114
29	209	80	71	402	277	451	78

(6) 運営体制

平成30年7月1日現在の人員 職員7名（有期雇用職員3名含む。）

3 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務は、次のとおりであり、宮崎県機械技術センター管理規則（平成17年宮崎県規則第77号。以下「規則」という。）及び関係法令等に基づき、業務を行っていただくことになります。

ア 機械設備の利用に関する業務

イ 施設（附属設備を含む。）及び機械設備の維持及び保全に関する業務

- ① 保安警備に関すること。
- ② 清掃に関すること。
- ③ 施設及び機械設備等の保守点検に関すること。
- ④ 植栽管理に関すること。
- ⑤ その他施設（附属設備を含む。）及び機械設備の維持及び保全に必要な業務に関すること。

ウ 機械金属工業に係る知識及び技術の修得に関する業務

- ① 技術相談及び技術指導に関すること。
- ② センター機械設備の取扱研修に関すること。
- ③ 技術講習会及び技術セミナーに関すること。
- ④ 専門家等派遣による現場指導又は技術伝承に関すること。
- ⑤ ものづくりに係る品質向上の指導に関すること。
- ⑥ 試験研究又は共同研究に関すること。
- ⑦ 技術情報の収集及び提供に関すること。
- ⑧ 宮崎県工業技術センターとの連携に関すること。
- ⑨ その他機械金属工業の振興を図るために必要な業務に関すること。

エ イノベーション創出活動の活性化に関する業務

- ① 産学金労官のネットワーク強化及びイノベーション創出に係る事業の企画実施に関すること。
- ② 産学官連携による研究開発の促進に関すること。
- ③ その他産学金官連携による新事業創出に必要な業務に関すること。

オ 材料試験及び検査測定に関する業務

カ 使用料及び手数料の徴収に関する業務

キ アからカまでの業務に付随する業務

- ① 事業計画書、収支予算書の作成に関すること。
- ② 事業報告書の作成に関すること。
- ③ 宮崎県等関係機関との連絡調整に関すること。
- ④ 指定管理期間終了に当たっての引継業務に関すること。
- ⑤ その他知事が必要と認める業務に関すること。

(2) 留意事項

ア 指定管理者が行う業務に関しては、この募集要領によるほか、別添の業務仕様書によるものとします。

イ 管理運営業務の全部を第三者に委託し又は請け負わせることはできません。ただし、管理に関する業務の一部について、専門の事業者へ委託することができます。

4 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者は、次の基準に従い、宮崎県機械技術センターの管理業務を実施するものとします。なお、管理基準の細目は、指定管理者と締結する協定で定めます。

(1) 開館時間

ア センターの開館時間については、午前8時30分から午後5時15分までとします。ただし、開館時間以外のセンター機械設備の利用について規則第4条に規定する利用の許可申請があった場合は、同第6条の規定に基づき許可しない場合を除き、指定管理者は、機械設備の利用及びこれに付随する業務を行うものとします。

イ アの規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、臨時にアに定める開館時間を変更することができます。

(2) 休館日

ア センターの休館日については、次のとおりとします。ただし、休館日のセンター機械設備の利用について規則第4条に規定する利用の許可申請があった場合は、同第6条の規定に基づき許可しない場合を除き、指定管理者は、機械設備の利用及びこれに付随する業務を行うものとします。

- ① 土曜日及び日曜日
- ② 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ③ 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

イ アの規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、臨時に、アに掲げる日を休館日とせず、又はアに掲げる日以外の日を休館日とすることができます。

(3) 設備の利用制限に関する事項

ア 指定管理者は、設備を利用しようとする者が次のいずれかに該当するときは、設備利用の許可はできません。

- ① 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- ② センターの施設及び機械設備をき損するおそれがあると認められるとき。
- ③ その他センターの管理運営上支障があると認められるとき。

イ 指定管理者は、設備利用者が次のいずれかに該当するときは、その者に利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命じて下さい。

- ① センターの施設又は機械設備をき損し、又はそのおそれがある行為をするとき。
- ② 利用許可を受けた機械設備を目的以外に利用したとき。
- ③ その他センターの管理運営上支障があると認められるとき。

(4) 関係法令等の遵守

業務の実施に当たっては、以下の法令等を遵守する必要があります。

- ・ 宮崎県公の施設に関する条例、宮崎県機械技術センター管理規則、その他施設の管理運営に係る県の条例、規則及び諸規程
- ・ 地方自治法、同施行令、同施行規則等の行政関係法令
- ・ 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法等の労働関係法令
- ・ 消防法、電気事業法、水道法その他施設・設備の維持管理、保守点検に関する法令
- ・ 宮崎県情報公開条例
- ・ 宮崎県個人情報保護条例
- ・ その他関係法令

(5) サービスの向上

利用者に対しては適切なサービスの提供を行うとともに、サービス向上や利便性の確保を常に図る必要があります。特に、機械金属工業の振興に資するための取組を積極的に行う必要があります。

(6) センターの施設及び機械設備等の適正管理

業務の実施に当たっては、センターの施設及び機械設備等の維持管理を適切に行う必要があります。

(7) 個人情報の保護

施設の管理業務を実施するため個人情報を取り扱うに当たり、宮崎県個人情報保護条例（平成14年宮崎県条例第41号）、別途協定書で定める個人情報取扱特記事項を遵守する必要があります。

(8) 守秘義務の遵守

管理業務に関し知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に使用してはいけません。また、指定期間終了後の場合も同様の取扱いとします。

なお、管理業務の一部を第三者に委託等した場合、当該第三者に対しても同等の義務を負わなければならないことに留意してください。

(9) 情報公開への対応

宮崎県情報公開条例（平成11年宮崎県条例第36号）の趣旨にのっとり、指定管理者が保有する公の施設の管理に係る業務について、情報の公開が推進されるよう努める必要があります。

(10) 公益通報制度への対応

宮崎県職員公益通報制度実施要綱の規定に基づき、指定管理者並びにその従事者もその通報をし、又はされる対象となります。

(11) 業務の包括的第三者委託の禁止

施設の管理業務を包括的に第三者に委託し、請け負わせることはできません。ただし、業務の一部については、宮崎県の承諾を受けて委託し、請け負わせることができます。

ただし、第三者とは、個人の場合は本人、団体の場合は役員又は経営に事実上参加している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者又はその関係者と密接な関係を有する者以外の者としてします。

5 指定管理者の指定期間

指定期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間とします。

ただし、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、県は、公の施設の管理の適正を期するため行った必要な指示に指定管理者が従わないとき、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときには、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずる場合があります。

6 申請者の資格要件等

(1) 申請資格

指定管理者の申請資格を有するものは、次のすべての要件を満たす法人その他の団体（以下「団体」という。）とします。個人での申請はできません。

ア 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は設置しようとする団体であること。

イ 法人にあっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各

号のいずれにも該当しない者であること。

ウ 宮崎県から入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。

エ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。

カ 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。

キ 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者又はその暴力団の関係者と密接な関係を有する者がいないこと。

ク 国税及び地方税の滞納がないこと。

(2) 複数の団体での共同申請（グループ申請）

複数の団体での共同による申請（以下「グループ申請」という。）ができます。この場合は、次の事項に留意して下さい。

ア グループ名については適切な名称を設定し、代表となる団体及び代表者を定めてください。なお、代表法人、代表者及び構成員の変更は原則として認めません。

イ 代表となる団体は（1）ア～クの要件を、その他の構成団体は（1）イ～クの要件を満たす必要があります。

ウ 当該グループ申請の構成員は、別のグループ申請の構成員となり、又は単独で申請することはできません。

(3) 申請資格の留意事項

申請のため新たに団体を設立する場合は、設立予定の団体で申請してください。申請時点で団体を設立していない、又は宮崎県内に事業所（事務所）を有していなくとも申請できるものとしますが、宮崎県議会における指定管理者の指定の議決までに、登記事項証明書又は法務局登記官の受領書（法人以外の団体にあつてはこれらに準ずる書類）を提出してください。

7 申請の手続き

申請する団体は、次に掲げる書類を提出してください。各書類の説明については、提出書類一覧（別表1）を参照してください。

(1) 提出書類

ア 指定管理者指定申請書（別紙様式1）

イ 宮崎県機械技術センターの管理運営に関する事業計画書（別紙様式2）

ウ 収支予算書（別紙様式3）

エ 定款、寄附行為、規約又はこれらに準ずる書類

オ 法人にあつては、法人の登記事項証明書（3か月以内に取得したもの）

カ 申請の日の属する事業年度の直近三事業年度における決算に関する書類（事業報告書、損益計算書、貸借対照表、財産目録又はこれに準ずる書類）又はそれに相当する書類

キ 団体の業務概要及び業務実績が確認できる書類（別紙様式4）

ク 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に係る徴収金に滞納がないことを証する書面（過去1年分、提出日において発行の日から3か月以内のもの）

ケ 法人税及び消費税及び地方消費税並びにこれらに係る附帯税に滞納がないことを証する書面（過去1年分、提出日において発行の日から3か月以内のもの）

コ 誓約書（別紙様式5）

サ 個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（別紙様式6）

シ その他知事が必要と認める書類

注）個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（別紙様式6）については、申請書に添付がなければ申請を受け付けることはできませんが、その記載内容（実施状況等）については、二次審査における配点の対象外です。

（グループ申請の場合の追加書類）

ス グループ構成団体一覧表（別紙様式7）

セ 申請手続等に関する委任状（様式様式8）

（2）書類の提出部数

正本1部及び副本7部（副本は複写可）とします。

（3）書類の受付期間及び時間

平成30年8月6日（月）から平成30年9月6日（木）までの平日午前8時30分から午後5時15分まで

（4）書類の提出方法及び場所

17（問い合わせ先）に記載する場所まで郵送又は持参してください。

郵送の場合は、書留郵便に限るものとし、平成30年9月6日（木）までの消印のあるものに限り受け付けます。

（5）提出書類の著作権等の権利及び情報公開

提出書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、県は指定管理者の選定の公表その他必要な場合は、一部又は全部を無償により、申請者の許諾無しで使用できるものとします。

また、提出書類は、宮崎県情報公開条例の規定に基づく開示請求により、個人に関する情報又は団体の正当な利益を害する恐れのある情報等を除き、開示の対象になることがあります。

（6）申請に当たっての留意事項

ア 申請書類は、日本工業規格のA4サイズとします。ただし、官公署の発行する証明書等やむを得ないものについては、上記以外でも認めます。

イ 申請に要する経費は、すべて申請者の負担とします。

ウ 提出後の提出書類の訂正及び差し替えは原則として認めません。また、必要に応じ、追加資料の提出を求める場合があります。

エ 提出書類は、原則として返却いたしません。

オ 提出された申請書類は、選定を行う作業に必要な範囲で複製を作成することがあります。

カ 申請書類提出後に辞退する場合は、辞退届を提出してください。

8 指定管理候補者の選定

（1）審査・選定方法

ア 書類審査

申請書類により、6（1）で示した資格要件の適合、その他の形式的要件について書類審査を行います。審査結果については、速やかに、申請者（グループ申請の場合は代表者のみ）全てに通知します。

- イ 宮崎県機械技術センター指定管理候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）による審査
選定委員会は、以下の委員により構成します。

役職	氏名	所属・役職
委員長	長友 太	一般社団法人宮崎県中小企業診断士協会 理事
委員	金丸 正一	一般社団法人宮崎県工業会県北分室 専門員
委員	黒木 保善	延岡鐵工団地協同組合 副理事長
委員	西片 奈保子	国立大学法人宮崎大学産学・地域連携センター 産学官連携コーディネーター
委員	福島 秀文	公益財団法人宮崎県産業振興機構 主幹

選定委員会においては、書類審査を通過した申請者に対し、プレゼンテーションやヒアリングを実施し、8（2）～（3）に示す選定基準等に基づき審査します。審査の具体的な実施日時、場所、方法等については、別途申請者に通知します。

- ウ 宮崎県機械技術センター指定管理候補者選定会議（以下「選定会議」という。）による確認
選定会議は、以下の委員により構成します。

役職	所属・役職
議長	商工観光労働部長
副議長	商工観光労働部次長
委員	商工政策課長
委員	企業振興課長
委員	人事課行政改革推進室長

選定会議では、選定委員会の審査結果を、企業振興課において8（2）～（3）に示す選定基準等に基づき評価した結果と照らし合わせ、候補者案が異なっていないかの確認を行います。

エ 指定管理候補者の選定、公表

知事の決裁により、指定管理候補者を選定します。

結果については、指定管理候補者選定後速やかに、選定委員会に参加した申請者（グループ申請の場合は代表者のみ）全てに通知します。

また、県ホームページにおいても、申請者名や審査結果等の概要を公表します。

なお、宮崎県情報公開条例の規定に基づく開示請求により、申請者ごとの得点状況、審査概要等について開示する場合があります。

（2）選定基準及び審査項目

選定基準は以下のとおりであり、審査項目及び配点は別表2のとおりです。

- ① 住民の平等な利用が確保されること。
- ② 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- ③ 事業計画書の内容が、管理運営に係る経費の縮減を図るものであること。
- ④ 事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。
- ⑤ 事業計画書の内容が、地域への貢献等に配慮したものであること。

(3) 審査・集計及び選定

- ア 各選定委員は、各審査項目を採点基準に沿って採点します。
- イ 採点后、選定委員会事務局が各委員の採点結果を集計します。
- ウ 集計結果を選定委員会に示し、最も高い得点の申請者を指定管理候補者に選定します。
- エ 上記ウの結果、同点の場合は、上記(2)②の得点が最も高い申請者を指定管理候補者に選定します。更に同点の場合は、④の得点が最も高い申請者を指定管理候補者に選定します。更に同点の場合は、①、③、⑤の順で同様に選定します。
- オ 最低基準点の設定
指定管理候補者として選定されるための最低基準点を以下のとおり設定します。
 - ・選定委員会：全委員の合計点数の100分の60以上の得点をえること。
 - ・選定会議：総配点の100分の60以上の得点を得ること。これにより、最高得点の申請者であっても、最低基準点に満たない場合、上記ウ及びエにかかわらず、候補者として選定されません。
この場合、以下のいずれかの方法により改めて候補者を選定することとします。
 - ・再公募を行う。
 - ・申請者から改めて事業計画書を提出してもらい、それに基づき審査・選定する。
 - ・最高得点の申請者を、事業計画内容の改善を条件に選定する。

(4) 選定対象の除外等

- 申請者が次のいずれかに該当するときは、指定管理候補者の選定の対象から除外します。
また、指定管理者の指定後に次のいずれかに該当することが明らかになった場合には、指定の取消しを行います。
- ア 複数の事業計画書を提出したとき。
 - イ 選定委員会の委員、当該事務に関係する県職員に個別に接触したとき。
 - ウ 申請書類等の記載内容に虚偽又は不正があったとき。
 - エ 県が支払う指定管理料について、県が示す基準価格を超える提示をしたとき。
 - オ 書類受付期限までに所定の書類が整わなかった場合及び選定委員会による審査に参加しなかった場合
 - カ その他、募集・選定等に当たり不正な行為があったと県が認めたとき。

9 経理に関する事項

(1) 管理に要する経費

機械技術センターの管理に要する経費は、県から支払う指定管理料により賄うこととします。

ア 指定管理料

以下に定める基準価格の範囲内で、申請者から各年度の金額の提案を求めます。

なお、指定管理料の具体額は、提案された金額に基づき、指定管理者と県が協議の上、協定書の中で定めます。

基準価格 年額 61,830,000円(消費税及び地方消費税10%を含む。)
総額(5年間) 309,150,000円(同上)

(2) 区分会計の独立と管理口座

施設管理に関する会計について、指定管理者は、自身の法人等、自主事業等の他の会計と区分独立した経理帳簿類を備えるとともに、独立した預金口座により管理していただくこととなります。

(3) 公租公課、保険

ア 公租公課

指定管理者は、法人税や事業所税などが課税される場合があります。申請者は、必要に応じて、管轄の市町村、税務署等の関係機関にお問い合わせください。

イ 保険

県所有の施設に係る火災保険の経費は、宮崎県の負担とします。

なお、指定管理者には、以下に示す指定管理者の帰責事由に基づく賠償に必要な保険の経費を負担していただきます。

- ・ 施設損害賠償責任保険、外部技術指導員傷害保険、労働災害総合保険

10 リスク管理、責任分担

業務管理に関するリスク管理・責任分担については、原則として別表3のとおりとします。なお、細部については、県と指定管理者が締結する協定で定めます。

11 募集要領の配布期間、現地説明会等

(1) 募集要領の配布

ア 配布期間

平成30年7月5日（木）から平成30年9月6日（木）までの平日

イ 配布時間

午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 配布場所

宮崎県商工観光労働部企業振興課（宮崎県庁8号館4階）

宮崎市橋通東2丁目10番1号

電話：0985-26-7114 FAX：0985-32-4457

(2) 現地説明会

次のとおり説明会を開催しますので、参加希望者は、団体の名称及び参加する方の氏名を事前に連絡してください。

ア 日時 平成30年7月13日（金） 午後2時から2時間程度

イ 場所 宮崎県機械技術センター研修室（延岡市大武町39番地82）

ウ 内容 募集要領及び仕様書の説明、施設見学

エ 申込方法等

平成30年7月12日（木）までに、別添の現地説明会参加申込書（別紙様式9）を持参、郵送、電子メール又はFAXで宮崎県商工観光労働部企業振興課へ提出してください。口頭又は電話による申し込みは受け付けません。

(3) 資料の閲覧

ア 閲覧資料

① 機械技術センター本館新築工事図面（建築工事、電気工事、管工事）

② 機械技術センター別棟新築工事図面（建築工事、電気工事、管工事）

イ 閲覧期間

平成30年7月5日（木）から平成30年9月6日（木）までの平日（ただし、現地説明会の日を除く。）

ウ 閲覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

エ 閲覧場所

宮崎県商工観光労働部企業振興課

宮崎市橋通東2丁目10番1号 宮崎県庁8号館4階

(4) 募集要領等に対する質問

募集要領等に対する質問を次のとおり受け付けます。

ア 受付期限 平成30年8月3日(金)午後5時15分まで

イ 受付方法

別添の質問票(別紙様式10)を持参、郵送、電子メール又はFAXで宮崎県商工観光労働部企業振興課まで提出してください。電話、口頭での質問は受け付けません。

ウ 質問に対する回答

質問に対する第1回目の回答は、平成30年7月13日(金)の現地説明会で行います。第2回以降の回答は、現地説明会出席団体に随時FAX又は電子メールで送付します。

12 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、宮崎県議会の議決が必要です。上記8で選定した団体を指定管理者の候補者として、平成30年11月定例県議会に上程し議決を経た後に、知事が指定管理者として指定し、その旨県が公告します。

(2) 協定の締結

指定管理者の指定の後、県と指定管理者は双方協議の上で、指定管理業務に関し、指定期間中の基本的事項を定めた「基本協定」と年度ごとの「年度協定」を締結します。

基本協定の主な内容は、以下のとおりです。

ア 指定管理者が行う業務の範囲の詳細に関する事項

イ 指定管理者が行う管理の基準の詳細に関する事項

ウ 県が支払う指定管理料に関する事項

エ リスク管理、責任分担の詳細に関する事項

オ 連絡体制、随時の報告、実地調査、利用者満足度調査、事業報告等に関する事項

カ 指定期間満了以前の指定の取消し等に関する事項

キ 個人情報保護、情報公開に関する事項

ク 協定の変更に関する事項

ケ 業務の実施に当たっての留意事項

コ 指定期間満了時の引継ぎに関する事項

サ その他施設の管理運営に必要な事項

(3) 留意事項

ア 選定事業者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、県議会における指定管理者の指定の議決後においても、指定しないことがあります。

イ 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、又は協定を締結しないことがあります。

① 資金繰りの悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。

② 著しく社会的信用を損なう等、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

ウ 諸手続において了承が得られなかった場合、事前に準備のため団体が支出した費用等については、一切補償しません。

エ 指定管理料に剰余金が生じた場合、必ずしも県に返還する必要はありません。

1 3 指定管理者の履行責任に関する事項

- (1) 指定管理者は、施設利用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに県に報告しなければなりません。
- (2) 指定管理者は、実態として事業継続が困難になった場合、又はそのおそれが生じた場合は、速やかに県に報告しなければなりません。
- (3) 上記(1)及び(2)に規定するもののほか、指定管理者の履行責任に関する事項については、協定で定めます。

1 4 管理運営状況の把握等に関する事項

県は、施設の適正な管理運営の確保等に努めるため、指定管理者に対し定期的に業務の実施状況や施設利用・収支状況等の報告を求めるとともに、実地調査を行うなど施設の管理運営状況の十分な把握に努めることとします。

また、指定管理者は、県民サービスの向上に資するために、意見箱の設置、アンケートの実施等により利用者の満足度や意見・苦情等を把握し、その結果を業務改善の反映に積極的に取り入れていただくこととします。

県では、指定管理者の業務が、管理の基準等を満たしていないと判断した場合、指定管理者に対し、必要な改善措置を講じるよう通知や是正勧告を行います。それでも改善が見られない場合、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

1 5 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができるものとします。
指定管理者が当該期間内に改善することができなかった場合には、県は、指定管理者の指定を取り消すことができるものとします。
- (2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、県は、指定管理者の指定を取り消すことができるものとします。
- (3) 上記(1)又は(2)により、指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、県に生じた損害を賠償しなければなりません。
- (4) 不可抗力その他県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合には、県と指定管理者は、事業継続の可否について協議するものとします。
- (5) 上記(1)から(4)までに規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、協定で定めます。

1 6 業務の引継ぎ

(1) 協定締結前の引継ぎ

指定管理者として選定された団体は、平成31年4月1日から指定管理業務を円滑に行えるよう、現在の指定管理者からの事務引継及び各業務の修得を行うものとします。また、指定期間開始前の申込みがあった平成31年4月1日以降の施設の利用については、原則として現在の指定管理者から引継ぐものとします。

なお、指定管理業務を開始する平成31年4月1日より前に事務引継等に要した費用は、すべて指定管理者として選定された団体の負担とします。

(2) 指定期間終了後に当たっての引継ぎ

指定期間が満了したとき（継続して指定管理者に指定された場合を除く。）又は指定が取り消されたときは、センターを原状回復して県に施設、機械設備及び管理に必要なデータ等を引き渡していただくとともに、次期指定管理者又は県に対する事務引継を十分に行っていただきます。

ただし、原状回復について県の承認を得たときは、この限りではありません。

17 問い合わせ先

宮崎県商工観光労働部企業振興課（宮崎県庁8号館4階）
〒880-8501 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号
電 話：0985-26-7114
FAX：0985-32-4457
電子メール：kigyoshinko@pref.miyazaki.lg.jp

18 別表及び様式

- (1) 提出書類一覧（別表1）
- (2) 宮崎県機械技術センター指定管理者審査基準（別表2）
- (3) リスク管理・責任分担表（別表3）
- (4) 指定管理者指定申請書（別紙様式1）
- (5) 宮崎県機械技術センターの管理運営に関する事業計画書（別紙様式2）
- (6) 収支予算書（別紙様式3）
- (7) 団体の概要及び業務内容、実績等（別紙様式4）
- (8) 誓約書（別紙様式5）
- (9) 個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（別紙様式6）
（グループ申請の場合の追加書類）
- (10) グループ構成団体一覧表（別紙様式7）
- (11) 申請手続等に関する委任状（様式様式8）
- (12) 宮崎県機械技術センター指定管理者現地説明会参加申込書（別紙様式9）
- (13) 宮崎県機械技術センター指定管理者募集要領及び仕様書等に対する質問票（別紙様式10）

別表 1

提出書類一覧

番号	書類名	備考
1	指定管理者指定申請書	別紙様式 1 (規則様式第 5 号)
2	宮崎県機械技術センターの管理運営に関する事業計画書	別紙様式 2
3	収支予算書	別紙様式 3
4	定款、寄附行為、規約又はこれらに準ずる書類	
5	法人にあっては、法人の登記事項証明書(3か月以内に取得したもの)	法人以外の団体にあつては、これに準ずる書類
6	申請の日の属する事業年度の直近三事業年度における決算に関する書類又はそれに相当する書類	事業報告書、損益計算書、貸借対照表、財産目録又はこれに準ずる書類
7	団体の業務概要及び業務実績が確認できる書類	別紙様式 4
8	県税(個人県民税及び地方消費税を除く。)に係る徴収金に滞納がないことを証する書面	宮崎県及び主たる事業所所在地の県税・総務事務所長等が発行する納税証明書(過去1年分、提出日において発行の日から3か月以内のもの)
9	法人税及び消費税及び地方消費税並びにこれらに係る附帯税に滞納がないことを証する書面	税務署長が発行する納税証明書(過去1年分、提出日において発行の日から3か月以内のもの)
10	誓約書	別紙様式 5
11	個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書	別紙様式 6
12	その他知事が必要と認める書類	
(グループ申請の場合の追加書類)		
13	グループ構成団体一覧表	別紙様式 7
14	申請手続等に関する委任状	別紙様式 8

(注) 提出部数は、それぞれ正本 1 部、副本(写し) 7 部です。

別表2

宮崎県機械技術センター指定管理者審査基準

No.	選定基準	審査項目	内容	配点
1	住民の平等な利用の確保	施設運営に関する基本方針並びに県が示した管理の基準に対する理解及び対応	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の公平な利用の確保の考え方は適切か。 ・施設の管理運営方針を策定しているか。 ・県が示した管理の基準を理解しているか。 	15
2	公の施設の効用を最大限に発揮する事業計画	次の業務に関する提案内容 (1) 機械設備の利用に関する業務 (2) 機械金属工業に係る知識及び技術の修得に関する業務 (3) イノベーション創出活動の活性化に関する業務 (4) 材料試験及び検査測定に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の設置目的を理解しているか。 ・施設の機能や機械設備を十分に活用した内容となっているか。 ・機械金属工業の課題やニーズを認識し、当該課題やニーズへの対応を踏まえた提案となっているか。 (1)の業務に関する提案内容は適切か。 (2)の業務に関する提案内容は適切か。 (3)の業務に関する提案内容は適切か。 (4)の業務に関する提案内容は適切か。 	40
		指定管理者の業務に対する意欲	<ul style="list-style-type: none"> ・業務に対する意欲が現れているか。 	
		利用者サービスの向上に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスの向上・利便性の確保のための取組内容は適切か。 ・利用時間の設定の考え方は適正か。 ・業務の評価、内容の充実・改善のための方策は適切か。 	
		施設目的・事業内容の周知及び利用者増への取組に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> ・施設目的及び事業内容の周知に関する取組内容は適切か。 ・利用者増のための取組内容は適切か。 ・目標値の設定は適正か。 ・目標値の実現可能性はあるか。 	
		施設等の維持管理の適格性	<ul style="list-style-type: none"> ・施設及び機械設備の維持及び保全に関する考え方に問題はないか。 ・外部委託等は効率的に計画されているか。また、外部委託先の選定方法は適切か。 	
		利用者満足度把握や苦情・要望対応、運営改善への反映	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の満足度把握に関する取組内容は適切か。 ・利用者からの苦情・要望に対しての対応方策や運営改善への反映に関する考え方は適切か。 	
		その他(施設の効用の発揮に対する提案等)	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書に示した事業以外で、施設の効用(機械金属工業の振興等)を発揮するための提案がされているか。 ・提案内容は施設の効用を発揮できるものか。また、実現可能性はあるか。 	

No.	選 定 基 準	審 査 項 目	内 容	配点
3	経費の縮減等	指定期間内に県が支払う指定管理料の提案額	・ 提案価格の得点	3
		業務遂行のための適切な経費の積算	・ 人件費の積算は適切か。人件費が過度に抑制されていないか。	3
		管理業務の効率化と経費の縮減に関する考え方・提案	・ 経費縮減や業務効率化に関する考え方は適切か。利益を追求するものになっていないか。 ・ 経費縮減や業務効率化に関する提案内容は適切か。収支予算が事業内容と比べ過大又は過小ではないか。	4
4	事業計画を着実に実施するための管理運営能力	必要な体制の確保（適正な組織、人員配置、責任体制）	・ 職員体制は十分か。	30
			・ 配置する職員は、十分な能力を有しているか。	
			・ 職員の確保方策は適切か。	
			・ (公財)宮崎県機械技術振興協会の職員の活用に関する提案がある場合、その提案内容は適切か。	
			・ 管理責任者（所長）が行う業務管理や職員管理に関する考え方は適切か。	
		職員の能力育成（研修体制）	・ 職員の能力育成のための方策は適切か。	
		継続的に安定した運営が可能な財政的基盤	・ 財務状況は健全か。	
		事業計画及び収支計画の具体性、実現可能性	・ リスク管理の対応策は適切か。	
			・ 収支の積算と事業計画の整合性は図られているか。	
		個人情報保護への対応	・ 個人情報の保護、情報管理に関する考え方は適切か。	
		情報公開への対応	・ 情報公開に関する考え方は適切か。	
		安全管理、危機管理への対応	・ 災害や事故防止への取組、緊急時の対応は万全か。	
		その他（継続性・安定性に関する提案等）	・ 類似事業を良好に遂行した実績はあるか。	
・ 本業の経営基盤は安定しているか。				
・ 4月1日から業務を開始するに十分な計画となっているか。				
5	地域への貢献等	環境保全への対応	・ 環境保全に関する取組内容は適切か。	5
		地域経済への配慮	・ 地域経済への配慮に関する考え方は適切か。	
		障がい者及び高齢者等の就労支援への対応	・ 障がい者及び高齢者等の就労支援への対応に関する考え方は適切か。	

別表3

リスク管理・責任分担表

項目	内容等	県	指定管理者
1 施設、設備、備品、資料等の損傷など	指定管理者による管理の瑕疵によるもの		○
	第三者の行為、経年劣化等による損傷等で小規模なもの(1件当たりの修繕費用が300千円未満のもの)		○
	第三者の行為、経年劣化等による損傷等で大規模なもの(1件当たりの修繕費用が300千円以上のもの)	協議事項(※)	
	施設の設置に関する瑕疵によるもの	○	
2 管理、運営に係る事故等による第三者への損害賠償	指定管理者の責に帰すべき事由によるもの		○
	施設の設置に関する瑕疵によるもの	○	
3 不可抗力への対応	不可抗力(暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な現象)に起因する施設修繕	○	
	不可抗力に伴う、あらかじめ定められた管理業務以外に発生した業務に係るもの(事業中断等による経費増を含む)	協議事項 (県との協議が必要)	
4 物価変動、金利変動、税制の変更による管理運営経費の増			○
5 法制度の改正、行政的理由による事業内容の変更等による運営経費の増		○	
6 事業終了時の対応 (撤収・施設等の原状回復・引き継ぎ)			○

上記を原則とするが、指定管理者が負担する事項について、県が特別の事情があると認めた場合については、その一部を免除することができることとする。

(※)施設、設備、備品、資料等の損傷等のうち、第三者の行為、経年劣化等による損傷等に係る修繕費用の合計額が、各年度1,210千円を超える場合で、かつ、1件当たりの修繕費用が300千円以上のものについては、原則として県が負担する。

別紙様式 1
(規則様式第 5 号 (第 11 条関係))

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

平成 年 月 日

宮崎県知事 殿

所在地
申請者 団体名
代表者氏名 印

宮崎県機械技術センターの指定管理者の指定を受けたいので、公の施設に関する条例第 10 条の 2 第 1 項の規定により申請します。

(添付資料)

- 1 宮崎県機械技術センターの管理運営に関する事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 定款、寄附行為、規約又はこれらに準ずる書類
- 4 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書 (3 か月以内に取得したもの)
- 5 申請の日の属する事業年度の直近三事業年度における決算に関する書類 (事業報告書、損益計算書、貸借対照表、財産目録) 又はこれに準ずる書類
- 6 団体の業務概要及び業務実績が確認できる書類
- 7 県税 (個人県民税及び地方消費税を除く。) に係る徴収金に滞納がないことを証する書面 (過去 1 年分、提出日において発行の日から 3 か月以内のもの)
- 8 法人税及び消費税及び地方消費税並びにこれらに係る附帯税に滞納がないことを証する書面 (過去 1 年分、提出日において発行の日から 3 か月以内のもの)
- 9 誓約書
- 10 個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書

団体の名称	
-------	--

宮崎県機械技術センターの管理運営に関する事業計画書

(記載上の注意)

※ 用紙はA4版縦として、100ページ以内で以下の内容を記載してください。書式は自由とし、必要であれば、図表も添付可とします。事業計画書の項目は、指定管理者の申請に当たり最低盛り込むべきものを示しており、申請者が必要に応じて追加しても構いません。

I 住民の平等な利用を確保するための考え方

宮崎県機械技術センターは、機械金属工業の振興を図るために設置したもので、主として県北地域の関連中小企業を対象とした、機械設備の利用並びに機械金属工業に関する知識及び技術の習得施設であります。この設置目的等を踏まえて、管理運営を行う上での基本的な考え方について、下記事項を含めて記載してください。

- (1) 利用者の公平な利用の確保の考え方
- (2) 機械技術センターを管理運営するに当たっての方針
- (3) 県が示した管理の基準に対する考え方

II 施設の効用を最大限に発揮するための事業計画

1 宮崎県機械技術センターの管理運営に関する業務は、宮崎県機械技術センター管理規則、宮崎県機械技術センター指定管理者募集要領及び宮崎県機械技術センター業務仕様書に基づき、実施することになります。次に掲げる業務について、施設の効用を最大限に発揮するための実施計画を具体的に記載してください。

なお、機械金属工業の課題やニーズをどのように考え、また、その課題やニーズに対し、どのように対応するかを含め記載してください。

- (1) 機械設備の利用に関する業務
- (2) 機械金属工業に係る知識及び技術の修得に関する業務
 - ア 技術相談及び技術指導に関する業務
 - イ センター機械設備の取扱研修に関する業務
 - ウ 技術講習会及び技術セミナーに関する業務
 - エ 専門家等派遣による現場指導又は技術伝承に関する業務
 - オ ものづくりに係る品質向上の指導に関すること
 - カ 試験研究又は共同研究に関する業務
 - キ 技術情報の収集及び提供に関する業務
 - ク 宮崎県工業技術センターとの連携に関する業務
 - ケ その他の業務

上記アからク以外の業務で、機械金属工業の振興に資する業務を実施する場合は、その内容等を示すこと。

(3) イノベーション創出活動の活性化に関する業務

- ア 産学金労官のネットワーク強化及びイノベーション創出に係る事業の企画実施
- イ 産学官連携による研究開発の促進に関する業務
- ウ その他の業務

上記アからイ以外の業務で、産学金官連携による新事業創出に必要な業務を実施する場合は、その内容等を示すこと。

(4) 材料試験及び検査測定に関する業務

2 機械技術センターの指定管理者業務に関する意欲・考え方を記載してください。

3 利用者サービスの向上・利便性の確保のため、どのような取組を行うか記載してください。

(利用時間の設定についての考え方、業務の評価、内容の充実・改善のための方策もあわせて記載してください)

4 目標値について記載してください。

年度	技術支援							イノベーション推進		設備利用 (件)	依頼試験 (試料)	共同 研究 (件)	企業 巡回訪問 (社)	見学者 (人)	
	技術 指導 件	技術 相談 件	機械設備 取扱研修		技術講習会		専門家 派遣 回	ものづくり 品質向上 件	マッチング 支援 件						補助金獲得 コーディネート 件
			回	延人数	回	延人数									
31															
32															
33															
34															
35															

5 施設目的及び事業内容の周知及び利用者を増加させるため、また目標値を達成するためにどのような取組を行うか項目ごとに記載してください。

6 施設及び機械設備の維持及び保全に関する考え方を記載してください。また、外部に再委託する業務の内容及び再委託先の選定方法についても記載してください。(施設等の維持管理の適格性)

7 利用者満足度の把握に関する取組や利用者からの苦情・要望に対しての解決方法や運営改善への反映に関する考え方について記載してください。

8 その他

上記1(2)アからク及び(3)ア、イ以外で施設の効用を発揮するための提案等があれば、その内容について記載してください。

Ⅲ 経費の縮減等に対する考え方

- 1 指定管理期間内に県が支払う指定管理料の提案に当たり、人件費や事業費の積算の考え方について記載してください。
- 2 管理業務の効率化、効果的な管理運営、及び管理経費の縮減に関する基本的考え方や具体的な対応策について、記載してください。

Ⅳ 事業計画を着実に実施するための管理運営能力

- 1 管理運営組織
施設の管理運営に当たる組織図を記載してください。() 書で人数も併記してください。
- 2 職員の職種等
組織図に記載された職員すべてについて、雇用関係(常勤職員、非常勤職員、臨時職員、パート職員等)、月勤務日数、担当する業務内容、保有する資格、これまでの職歴、年間の人件費見込(法定福利費等を含む一切のもの)を記載してください。

職 種(職名)	雇用関係	月勤務日数	担当する業務	保有する資格	これまでの職歴	人件費(千円)
(所 長)						
職員1()						
職員2()						
職員3()						
職員4()						
職員5()						
合 計						(A)

※ 人件費の合計額(A)は収支予算書(様式3)の平成31年度人件費の合計額と一致させてください。

- 3 職員の確保方法、管理責任者(所長)が行う業務管理や職員管理に関する考え方について記載してください。また、現在、当該業務に従事している(公財)宮崎県機械技術振興協会の職員の活用に関する提案があれば記載してください。
- 4 職員の能力育成方策(担当職員の業務水準を維持、向上させる方策等)について記載してください。

- 5 貴団体の財務状況や健全性について記載してください。
- 6 県と指定管理者間のリスク分担に対する考え方、収支の積算と事業計画の整合性について記載してください。
- 7 個人情報の保護、情報管理に関する考え方について記載してください。
- 8 情報公開に関する考え方について記載してください。
- 9 災害や事故防止への取組、緊急時の対応方策について記載してください。
- 10 類似施設の管理運営を遂行した実績があれば、下記に記載してください。

施設名	所在地	業務活動又は事業活動内容	実施期間

- 11 平成31年4月から業務を円滑に行うための計画を記載してください。

V 地域への貢献等に対する考え方

- 1 施設の管理運営に当たり、環境保全に向けてどのような取組を行うか記載してください。
- 2 地元雇用など地域貢献、住民や関係団体や周辺施設との連携・交流など、地域経済への配慮に関する考え方を記載してください。
- 3 障がい者及び高齢者等の就労支援に対する考え方を記載してください。

様式3

収 支 予 算 書

(単位：千円)

費 目		3 1 年 度	3 2 年 度	3 3 年 度	3 4 年 度	3 5 年 度	合 計
収 入	指定管理料						
	寄付金						
	雑費						
	収入計 (A)						
支 出	人 件 費	給料					
		職員手当					
		共済費					
		〇〇〇〇					
	消耗品費						
	印刷製本費						
	光熱水費						
	委託料						
	使用料・賃借料						
	修繕費						
	備品購入費						
	〇〇〇〇						
	〇〇〇〇						
	公租公課						
	支出計 (B)						
収支差額 (A - B)							

- 1 費目は例示ですので、適宜追加、修正してください。また、記入欄が不足する場合は、必要に応じ追加し作成してください。
- 2 各経費は消費税及び地方消費税（10%）込みの金額としてください。
- 3 積算内訳（根拠）は別紙（様式自由。ただし、A4サイズ縦長）に記載し添付してください。
（※人件費・事業費積算の内訳を求めることも検討すること）

様式 4

団体の概要及び業務内容、実績等

平成 3 0 年 月 日現在

団体の名称						
団体の所在地		〒				
県内事務所の名称						
県内事務所の所在地		〒				
代表者の職・氏名		職 名		氏 名		
申請団体の名称 (グループの場合)					<input type="checkbox"/> 代表団体 <input type="checkbox"/> 構成団体	いずれかを選択し て下さい
設立年月日						
従業員数		団 体		県内事務所		
資本金 (基本財産)						
業務概要						
主な業務実績						
連 絡 先	部署名			担当者名		
	電 話			F A X		
	E-mail					

- 1 記入欄が不足する場合は、必要に応じ本様式に準じて追加し作成してください。
- 2 業務概要や主な業務実績については、当該内容が記載された団体のパンフレット等の添付に代えることもできます。
- 3 グループ申請の場合、構成団体ごとに作成してください。

役員の名・住所等一覧表

平成 年 月 日現在

団体の名称				
1	役 職		氏 名	
	生年月日		性 別	男 ・ 女
	現 住 所			
2	役 職		氏 名	
	生年月日		性 別	男 ・ 女
	現 住 所			
3	役 職		氏 名	
	生年月日		性 別	男 ・ 女
	現 住 所			
4	役 職		氏 名	
	生年月日		性 別	男 ・ 女
	現 住 所			
5	役 職		氏 名	
	生年月日		性 別	男 ・ 女
	現 住 所			
6	役 職		氏 名	
	生年月日		性 別	男 ・ 女
	現 住 所			
7	役 職		氏 名	
	生年月日		性 別	男 ・ 女
	現 住 所			
8	役 職		氏 名	
	生年月日		性 別	男 ・ 女
	現 住 所			

- 1 記入欄が不足する場合は、必要に応じ本様式に準じて追加し作成してください。
 - 2 グループ申請の場合、構成団体ごとに作成してください。
- ※「氏名」にはフリガナを付けてください。

誓 約 書

平成30年 月 日

宮崎県知事 殿

(申請者) 所在地
名 称
代表者職氏名 印

私(申請者)は、宮崎県機械技術センターの指定管理者の公募に係る指定申請書及び添付書類の全ての記載事項について事実と相違ないこと、及び下記に示す指定管理者の申請者として必要な全ての資格要件を有していることを誓約します。

また、私は、指定申請書及び添付書類の記載事項又は下記の資格要件(以下「資格要件等」という。)について疑義が生じた場合は、知事の指示に従って、資格要件等に関する書類を速やかに知事に提出すること、及び知事が、関係行政庁に対して調査・照会を行い、資格要件等に関する情報収集を行うことに同意します。

記

(指定管理者申請者の資格要件)

- 1 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は設置しようとする法人その他の団体(以下「団体」という。)であること。
- 2 法人にあつては、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
- 3 宮崎県から入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
- 4 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。
- 5 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- 6 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- 7 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の関係者又はその暴力団の関係者と密接な関係を有する者がいないこと。
- 8 国税及び地方税の滞納がないこと。

個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書

平成30年 月 日

所在地（住所）

法人名（屋号）

代表者氏名

印

チェック欄（次のいずれか該当する項目欄の□にチェック☑を入れてください。）

〈領収証書の写し添付〉

- 当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納付しています。

→ 6か月以内の領収証書の写しを添付してください

添付する領収証書の写しがない場合等

〈特別徴収実施確認〉

- 当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。

→ 確認印を受けてください

上記市町村の特別徴収義務者指定番号:

市（町・村）確認印

〈特別徴収義務がない場合〉

- 当事業所は、特別徴収義務のない事業所です。特別徴収すべき従業員等が生じた場合は、速やかに特別徴収を開始することを誓約します。

→ 確認印を受けてください

〈開始誓約〉

- 当事業所は、年 月から、従業員等の個人住民税について、特別徴収を開始することを誓約します。

つきましては、特別徴収税額の決定通知書を当社（者）宛てに送付してください。

→ 確認印を受けてください

- ・領収証書を添付する際は、裏面に6か月以内の領収証書の写しを添付してください。
- ・複数の市町村に従業員が居住している場合は、従業員が最も多く居住する市町村の領収証書の写しを貼付するか、確認印を受けてください。
- ・従業員が居住する全ての市町村の領収証書の貼付または確認印の押印の必要はありません。

〈開始誓約〉

- 当事業所は、現在宮崎県内に事業所（支店又は営業所を含む。）がなく、かつ宮崎県内に居住する従業員がいません。宮崎県内に事業所を設置し、宮崎県内に居住する特別徴収すべき従業員等が生じた場合は、速やかに特別徴収を開始することを誓約します。

グループ構成団体一覧表

平成30年 月 日現在

グループ名称					
代表団体	団体名				
	代表者	職名		氏名	
	所在地				
	電話		FAX		
構成団体	団体名				
	代表者	職名		氏名	
	所在地				
	電話		FAX		
構成団体	団体名				
	代表者	職名		氏名	
	所在地				
	電話		FAX		
構成団体	団体名				
	代表者	職名		氏名	
	所在地				
	電話		FAX		

- 1 グループ申請の場合のみ提出してください。
- 2 記入欄の過不足に関しては、必要に応じ追加、削除して作成してください。

申請手続等に関する委任状

平成30年 月 日

宮 崎 県 知 事 殿

(グループ名) ○○・・・・・・・・・・・・・・・・

(構成団体)

所 在 地

団 体 名

代表者職氏名

印

(構成団体)

所 在 地

団 体 名

代表者職氏名

印

(構成団体)

所 在 地

団 体 名

代表者職氏名

印

(構成団体)

所 在 地

団 体 名

代表者職氏名

印

(構成団体)

所 在 地

団 体 名

代表者職氏名

印

私は、次の団体をグループの代表団体とし、宮崎県機械技術センターの指定管理者の申請手続等に関して、以下に示す事項を委任します。

(受任者)

所 在 地

団 体 名

代表者職氏名

印

(委任事項)

- 指定管理者指定申請書類の作成及び提出、申請辞退届の提出
- 指定管理者候補者の選定に関する二次審査への出席 など必要事項記載

- 1 グループ申請の場合のみ提出してください。
- 2 記入欄の過不足に関しては、必要に応じ追加、削除して作成してください。

様式9

宮崎県機械技術センター指定管理者現地説明会参加申込書

平成30年 月 日

宮崎県商工観光労働部企業振興課長 殿

所在地
申込者 名称
代表者職氏名 印

宮崎県機械技術センター指定管理者現地説明会への参加を下記のとおり申し込みます。

記

1 参加者

役職名	氏名

2 連絡先等

担当者職・氏名	
電話番号	
FAX	
E-mail	

宮崎県機械技術センター指定管理者募集要領及び仕様書等に対する質問票

宮崎県知事 殿
 (商工観光労働部企業振興課長)

F A X 0 9 8 5 - 3 2 - 4 4 5 7
 mail kigyoshinko@pref.miyazaki.lg.jp

宮崎県機械技術センターの指定管理者の募集要領等について、以下のとおり質問します。

質問票提出日 平成30年 月 日

質問項目	
質問内容	
企業・団体名	
所属部署・担当者	
T E L	
F A X	
E-mail	

- 1 質問は、募集要領等のどの部分のものか、該当する箇所が分かるように記入してください。
 (例 募集要領〇ページの〇〇行目)
- 2 質問事項は、原則として1件につき1枚とします。

回 答 ※記入しないこと	
-----------------	--

※ 質問受付期限 平成30年8月3日(金)午後5時15分まで